

静岡県公安委員会規則第30号

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月15日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県放置違反金収納手続等に関する規則（平成18年静岡県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 前条の規定により督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、当該督促に係る滞納金額に、その納付の期限の翌日から滞納金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年<u>7.3</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(納付命令の取消等)</p> <p>第9条 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知及び放置違反金等の還付は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第9号）に<u>放置違反金還付請求書（様式第9号の2）</u>を添えて行うものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 前条の規定により督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、当該督促に係る滞納金額に、その納付の期限の翌日から滞納金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年<u>14.5</u>パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(納付命令の取消等)</p> <p>第9条 法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（様式第9号）又は<u>放置違反金納付命令取消通知書（様式第9号の2）</u>により行うものとする。<u>この場合において、放置違反金の還付があるときは、放置違反金還付請求書（様式第9号の3）を添えて行うものとする。</u></p>
<p>(滞納処分)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の処分に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>搜索調書</u>（様式第12号）</p> <p>(2) <u>差押調書</u>（様式第13号）</p> <p>(3) <u>金融機関の預貯金等の調査証</u>（様式第14</p>	<p>(滞納処分)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の処分に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>預貯金等の調査について（照会）</u>（様式第12号）</p> <p>(2) <u>預貯金等の調査について（回答）</u>（様式第13号）</p> <p>(3) <u>給与の支払状況について（照会）</u>（様式</p>

- 号)
- (4) 債権差押調書 (様式第15号)
 - (5) 債権差押通知書 (様式第16号)
 - (6) 債権差押通知書受領書 (様式第17号)
 - (7) 車両引渡命令書 (甲) (様式第18号)
 - (8) 車両引渡命令書 (乙) (様式第19号)
 - (9) 車両引渡命令通知書 (様式第20号)
 - (10) 差押車両占有調書 (様式第21号)
 - (11) 公示書 (様式第22号)
 - (12) 差押車両搬出調書 (様式第23号)
 - (13) 差押解除通知書 (様式第24号)
 - (14) 交付要求書 (様式第25号)
 - (15) 債権現在額申立書 (様式第26号)
 - (16) 交付要求通知書 (様式第27号)
 - (17) 交付要求解除通知書 (様式第28号)
 - (18) 滞納処分執行停止通知書 (様式第29号)
 - (19) 滞納処分執行停止取消通知書 (様式第30号)

- 第14号)
- (4) 給与の支払状況について (回答) (様式第15号)
 - (5) 生命保険契約の調査について (照会) (様式第16号)
 - (6) 生命保険契約の調査について (回答) (様式第17号)
 - (7) 調査照会書 (様式第18号)
 - (8) 調査回答書 (様式第19号)
 - (9) 滞納者の実態調査について (照会) (様式第20号)
 - (10) 滞納者の実態調査について (回答) (様式第21号)
 - (11) 搜索調書 (様式第22号)
 - (12) 搜索調書 (謄本) (様式第23号)
 - (13) 差押調書 (様式第24号)
 - (14) 差押調書 (謄本) (様式第25号)
 - (15) 金融機関の預貯金等の調査証 (様式第26号)
 - (16) 債権差押調書 (様式第27号)
 - (17) 債権差押調書 (謄本) (様式第28号)
 - (18) 債権差押通知書 (様式第29号)
 - (19) 取上调書 (様式第30号)
 - (20) 取上调書 (謄本) (様式第31号)
 - (21) 差押書 (様式第32号)
 - (22) 車両引渡命令書 (甲) (様式第33号)
 - (23) 車両引渡命令書 (乙) (様式第34号)
 - (24) 車両引渡命令通知書 (様式第35号)
 - (25) 差押車両占有調書 (様式第36号)
 - (26) 公示書 (様式第37号)
 - (27) 差押車両搬出調書 (様式第38号)
 - (28) 配当計算書 (様式第39号)
 - (29) 配当計算書 (謄本) (様式第40号)
 - (30) 配当計算書附属書類 (様式第41号)
 - (31) 換価代金等領収書 (様式第42号)

3 (略)

4 徴収吏員が第1項の滞納処分事務に従事するときは、徴収吏員証(様式第31号)を携帯しなければならない。

(報告徴収等)

第14条 法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、放置車両関係事項請求書(様式第32号)により行うものとする。

2 法第51条の5第2項の規定による照会に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両使用者等照会書(様式第33号)
- (2) 車両使用者等回答書(様式第34号)
- (3) 身上照会書(様式第35号)
- (4) 身上照会回答書(様式第36号)
- (5) 公用による戸籍住民票等の交付について(様式第37号)
- (6) 放置違反金関係事項照会書(様式第38号)
- (7) 放置違反金関係照会書(様式第39号)
- (8) 回答書(様式第40号)

(32) 充当通知書(様式第43号)

(33) 残余金領収書(様式第44号)

(34) 差押解除通知書(様式第45号)

(35) 差押解除財産受領書(様式第46号)

(36) 交付要求書(様式第47号)

(37) 債権現在額申立書(様式第48号)

(38) 交付要求通知書(様式第49号)

(39) 交付要求解除通知書(様式第50号)

(40) 滞納処分執行停止通知書(様式第51号)

(41) 滞納処分執行停止取消通知書(様式第52号)

3 (略)

4 徴収吏員が第1項の滞納処分事務に従事するときは、徴収吏員証(様式第53号)を携帯しなければならない。

(報告徴収等)

第14条 法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、放置車両関係事項請求書(様式第54号)により行うものとする。

2 法第51条の5第2項の規定による照会に使用する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両使用者等照会書(様式第55号)
- (2) 車両使用者等回答書(様式第56号)
- (3) 身上照会書(様式第57号)
- (4) 身上照会回答書(様式第58号)
- (5) 公用による戸籍住民票等の交付について(様式第59号)
- (6) 放置違反金関係事項照会書(様式第60号)
- (7) 放置違反金関係照会書(様式第61号)
- (8) 回答書(様式第62号)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第6号を次のとおり改める。

様式第6号（第6条関係）（用紙 縦18.3センチメートル×横21センチメートル）

〒	—
氏名	
	殿

第 号
年 月 日

督促状

静岡県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに同封の納付書により至急納付してください。また、指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。本状と行き違いに納付された場合は、あしからず御了承ください。

記

弁明通知書の番号	放置違反金
第 号	円
指定納付期限	年 月 日まで
納付の場所	静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行その他静岡県の公金を収納できる金融機関

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注)

1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合には、領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、車検を受ける際に提示してください。

様式第9号の2を様式第9号の3とし、様式第9号の次に次の様式を加える。

様式第9号の2（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 年 月 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消通知書

殿

静岡県公安委員会



あなたに対する放置違反金納付命令（第49- - - 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について ○
金 額	円

照 会 先	〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター 電話番号 054 (271) 0110 内線
-------	--

様式第12号から様式第40号までを次のとおり改める。

第 号
年 月 日

所在地

名称 殿

静岡県公安委員会 印

預貯金等の調査について（照会）

道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、国税徴収法第 141 条の規定に基づき照会します。

御多忙中誠に恐縮ですが、下記の者に係る照会事項について調査の上、同封の回答書により回答をお願いします。

記

調査対象者

調査項目

- 1 本支店における口座の有無
- 2 貯金取引があれば支店名、口座種別、口座番号及び過去 月間の取引明細
- 3 貸付の有無

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線 ）

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

預貯金等の調査について（回答）

年 月 日付け 第 号による照会について、別紙のとおり回答
します。

【御担当者様名】

担当：

所在地

第 年 月 日 号

名称

御中

静岡県公安委員会



給与の支払状況について（照会）

道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、下記の者の過去3か月分の給与の支給状況について、国税徴収法第141条の規定に基づき照会します。
御多忙中誠に恐縮ですが、同封の回答書により回答をお願いします。

記

住（居）所 （所在地）	
フリ 氏 名	
生年月日	年 月 日 男・女

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線)

様式第15号（第13条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日			
静岡県公安委員会 殿			
所在地 名称			印
給与の支払状況について（回答）			
年 月 日付け 第 号により照会がありました下記の者に対する給与の支払状況について、回答します。			
記			
住（居）所 （所在地）			
フリ 氏	ガナ 名		
生年月日	年 月 日生	男・女	
過去3か月の給与支払状況			
支 給 月 日	月 日	月 日	月 日
支 給 総 額	円	円	円
控 除 分	源泉所得税額	円	円
	特別徴収住民税額	円	円
	社会保険料	円	円
差 引 支 給 額	円	円	円
生計を一にする親族	配偶者 有・無、 子 人、その他（ ） 人		
先行する差押えの有無	有 ・ 無 執行機関（ ）		
給 与 支 給 方 法	口座振替 ・ 現金支給		
口 座 振 替 の 場 合 の 給 与 振 込 先	金融機関	銀行	信用金庫 本店
	口座種別	信用組合	ゆうちょ銀行 支店
	口座番号		

（注） 労働組合費、貸付金弁済費、月謝代等は控除分に入りません。

【回答担当者】所属

氏 名
電話番号

所在地 名 称	御中	第 年	月	号 日
静岡県公安委員会 印				
生命保険契約の調査について（照会）				
道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、下記の者の名義において貴社と締結している保険契約について、国税徴収法第141条の規定に基づき照会します。				
御多忙中誠に恐縮ですが、同封の回答書により回答をお願いします。				
記				
住（居）所 （所在地）				
フリ 氏	ガナ 名			
生年月日	年	月	日生	男・女
照 会 事 項				
1 保険契約の有無 2 保険の種類 3 証券番号 4 契約年月日 5 契約者 6 被保険者 7 保険金額（満期時及び死亡時） 8 保険受取人（満期時及び死亡時） 9 回答日における解約返戻金額 10 回答日における利益配当金額 11 反対債権の有無、反対債権があればその額 12 契約失効の有無、失効事実があればその年月日 13 先行する差押えの有無、先行する差押えがあればその執行機関 14 その他、参考となる事項があれば、その内容				
【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号				
【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター				
（電話 054 (271) 0110 内線)				

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

所在地
名称



生命保険契約の調査について（回答）

年 月 日付け 第 号により照会がありました下記の者に対する保険契約等について、回答します。

記

住（居）所 （所在地）		
フリ 氏	ガナ 名	
生年月日	年 月 日生	男・女
回 答 事 項		
1 保険契約の有無	有 ・ 無	
2 保険の種類		
3 証券番号		
4 契約年月日	年 月 日	
5 契約者		
6 被保険者		
7 保険金額	満期時	
	死亡時	
8 保険受取人	満期時	
	死亡時	
9 回答日における解約返戻金額		
10 回答日における利益配当金額		
11 反対債権の有無	有 ・ 無 （ 円）	
12 契約失効の有無	有 ・ 無 （失効日 年 月 日）	
13 先行する差押えの有無	有 ・ 無 （執行機関 ）	
14 その他、参考事項		

【回答担当者】所属

氏 名
電話番号

第 年 月 日
号

殿

静岡県公安委員会 印

調 査 照 会 書

下記の者について、道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、
国税徴収法第141条の規定に基づき照会します。

御多忙中誠に恐縮ですが、下記の者に係る照会事項について調査の上、同封の回答書により
回答をお願いします。

記

1 対象者

住（居）所

氏 名

生年月日

2 調査項目

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

(電話 054 (271) 0110 内線)

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

回答者 ⑩

調 査 回 答 書

年 月 日付け 第 号により照会のあったことについて、下記
のとおり回答します。

記

- 1 対象者
住（居）所

氏 名

- 2 調査項目

担当
電話番号

第 号
年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

滞納者の実態調査について（照会）

下記の者について、道路交通法の規定による放置違反金等の徴収上必要がありますので、国税徴収法第146条の2の規定に基づき調査依頼します。

御多忙中誠に恐縮ですが、下記の者に係る照会事項について調査の上、同封の回答書により回答をお願いします。

記

1 対象者

住（居）所

氏 名

生年月日

2 調査項目

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線 ）

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

所在地
名 称

印

滞納者の実態調査について（回答）

年 月 日付け 第 号により照会のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 対象者
住（居）所

氏 名

- 2 調査項目

担当
電話番号

<h2 style="margin: 0;">捜 索 調 書</h2>							
						第 年 月 日 第 年 月 日 号 日	
静岡県公安委員会 徴収吏員							
<p>道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、 国税徴収法第 142 条の規定により下記のとおり捜索しましたので、同法第 146 条 第 1 項の規定によりこの調書を作成します。</p>							
記							
滞 納 者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞 納 金 額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	円	
検索した場所又は物							
捜 索 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで						
上記捜索に立ち会い、捜索調書の謄本を受領しました。							
年 月 日							
捜索調書の謄本を受領しました。							
年 月 日							
連 絡 先	〒 4 2 0 - 8 6 1 0	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者）				
		電 話	（ 0 5 4 ） 2 7 1 - 0 1 1 0 内線				

<h2 style="margin: 0;">捜 索 調 書（謄本）</h2>							
						第 年 月 日 号	
静岡県公安委員会 徴収吏員 ㊟							
道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、 国税徴収法第142条の規定により下記のとおり検索しましたので、同法第146条 第1項の規定によりこの調書を作成します。 <p style="text-align: center;">記</p>							
滞 納 者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞 納 金 額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備考
		・	円	円	円	円	
		・	円	円	円	円	
		・	円	円	円	円	
検索した場所又は物							
捜 索 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで					
上記検索に立ち会い、捜索調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟							
捜索調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟							
連 絡 先	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号				
		名 称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)				
		電 話	(054) 271-0110 内線				
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決のないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他判決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、この判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>							

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

差 押 調 書							
						第 号 年 月 日	
静岡県公安委員会 徴収吏員						Ⓜ	
<p>道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第 54 条の規定により、この調書を作成します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
滞 納 者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞 納 金 額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	円	
差 押 財 産							
搜索した 場所又は物				搜索日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
上記搜索に立ち会い、差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 Ⓜ							
差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 Ⓜ							
上記差押財産の保管を命ずる。 年 月 日 <p style="text-align: center;">様</p>							
連 絡 先	〒 4 2 0 - 8 6 1 0	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者）				
		電 話	（ 0 5 4 ） 2 7 1 - 0 1 1 0 内線				

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

差 押 調 書（謄本）

第 号
年 月 日

静岡県公安委員会
徴収吏員 ㊟

道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第 54 条の規定により、この調書を作成します。

記

滞納者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	円	
差押財産							
搜索した 場所又は物				搜索日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
上記搜索に立ち会い、差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟							
差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟							
上記差押財産の保管を命ずる。 年 月 日 様							
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 電 話 (054) 271-0110 内線						
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>							

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

金融機関の預貯金等の調査証		
		第 年 月 日 号
静岡県公安委員会 印		
<p>道路交通法第51条の4第14項の規定に基づく放置違反金等の滞納処分のため必要がありますので、地方税法がその例とする国税徴収法第141条の規定により、下記預貯金者（預貯金の名義は異なっているが、その者と同一であると認められるものを含む。）について、下記によりその預貯金等及びこれに関連する銀行取引を調査する必要があることを証します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
預貯金者	住（居）所 （所在地）	
	氏 名 （名 称）	
調査担当者	所 属	
	氏 名	
調査金融機関		
調査内容	<p>1 預貯金の名義</p> <p>2 預貯金の出入状況</p> <p>3 借入金の状況</p>	

担当 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター
（担当者） 電話 054-271-0110 内線

債 権 差 押 調 書							
この差押債権の取立てその他の処分を禁じま					第 年 月 日	第 号 日	
静岡県公安委員会						印	
<p>道路交通法第 51 条の 4 第 14 項に規定する督促の指定納付期限までに放置違反金等が完納されていないことから、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第 47 条の規定の例により、下記のとおり債権を差し押さえましたので、国税徴収法第 54 条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>（第三債務者に対し債権差押通知書を発付し、履行期限までに静岡県公安委員会宛て支払うべきことを命じます。）</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
滞納者 (債権者)	住(居)所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞 納 処 分 費	備考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計						
差 押 財 産	債務者	住(居)所			氏名又は名称		
履行期限							
謄 本 事 項	債権差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。						
	年 月 日 ()						
債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。							
年 月 日 ()							印
連 絡 先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号						
	名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)						
電 話 (054) 271-0110 内線							

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

債 権 差 押 調 書 (謄本)

この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。

第 年 月 日
第 年 月 日

静岡県公安委員会



道路交通法第 51 条の 4 第 14 項に規定する督促の指定納付期限までに放置違反金等が完納されていないことから、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第 47 条の規定の例により、下記のとおり債権を差し押さえたので、国税徴収法第 54 条の規定によりこの調書を作成します。

(第三債務者に対し債権差押通知書を発付し、履行期限までに静岡県公安委員会宛て支払うべきことを命じます。)

記

滞納者 (債権者)	住(居)所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)						
滞 納 金 額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞 納 処 分 費	備考
		放置違反金	-----	円	円	円	
		放置違反金	-----	円	円	円	
	計						
差 押 財 産	債務者	住(居)所			氏名又は名称		
履行期限							
謄 本 事 項	債権差押調書謄本(滞納者宛て)を受領しました。 年 月 日 () ㊟						
	債権差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。 年 月 日 () ㊟						
連 絡 先	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号				
		名 称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)				
		電 話	(054) 271-0110 内線				

- 1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決のないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。
- 3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。)、提起することができます。
なお、この判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この調書作成日現在のものとする。

債権差押通知書

第三債務者
所在地
名称

第 年 月 日
号 日

様

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により下記のとおり債権を差し押さえます。
差押債権は、履行期限までに静岡県公安委員会宛て支払ってください。
この通知を受けた後、債権者に支払っても、その支払は無効です。

記

滞納者 (債権者)	住(居)所 (所在地)						
	氏名 (名称)						
滞納金額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞納 処分費	備考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計						
差押財産	債務者	住(居)所			氏名又は名称		
履行期限							
連絡先	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号				
		名称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員				
		電話	(054) 271-0110 内線				
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>							

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成日現在のものとする。

取 上 調 書										
殿	第 号 年 月 日									
静岡県公安委員会 徴収吏員 ㊟										
<p>道路交通法第 51 条の 4 の規定による放置違反金等の滞納金額を徴収するため、次の証書を取り上げましたので、国税徴収法施行令第 28 条第 1 項の規定によりこの調書を作成します。</p>										
滞納者 (債権者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住(居)所 (所在地)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名 (名 称)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住(居)所 (所在地)		氏 名 (名 称)						
住(居)所 (所在地)										
氏 名 (名 称)										
取り上げた証書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">証 書 の 名 称 等</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">差 押 財 産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 5px;"> </td><td style="padding: 5px;"> </td></tr> <tr><td style="padding: 5px;"> </td><td style="padding: 5px;"> </td></tr> <tr><td style="padding: 5px;"> </td><td style="padding: 5px;"> </td></tr> </tbody> </table>	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産							
証 書 の 名 称 等	差 押 財 産									
備 考										
膳 本 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">取上調書膳本を受領しました。 年 月 日</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">㊟</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取上調書膳本（処分を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">㊟</td> </tr> </table>	取上調書膳本を受領しました。 年 月 日	㊟	取上調書膳本（処分を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日	㊟					
取上調書膳本を受領しました。 年 月 日	㊟									
取上調書膳本（処分を受けた者宛て）を受領しました。 年 月 日	㊟									
連 絡 先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">〒420-8610</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">所在地</td> <td style="padding: 5px;">静岡県静岡市葵区追手町9番6号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;">静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">電 話</td> <td style="padding: 5px;">(054) 271-0110 内線</td> </tr> </table>	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号		名 称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)		電 話	(054) 271-0110 内線
〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号								
	名 称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者)								
	電 話	(054) 271-0110 内線								

差 押 書						
第 年 月 日 静岡県公安委員会						
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。						
滞納者	住（居）所 （所在地）					
	氏 名 （名 称）					
滞納金額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	違反番号
		・ ・	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	
	合 計		円	円	円	
差 押 財 産						
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 電話 (054) 271-0110 内線					
1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。						
2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。						
3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。						

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この差押書作成日現在のものとする。

車両引渡命令書（甲）

住（居）所
氏 名

第 年 月 日 号

様

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、地方税法第68条第6項の規定による国税徴収法第71条第3項の規定の例により、下記のとおり車両の引渡しを命じます。

記

滞納者	住（居）所						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞納 処分費	備考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計						
引渡命令財産	占有者	住（居）所		氏名又は名称			

引渡期限							
連絡先		〒420-8610	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線			
備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>						

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この命令書作成日現在のものとする。

車両引渡命令書（乙）

占有者 第 号
 住（居）所 年 月 日
 氏 名 様

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、地方税法第68条第6項の規定による国税徴収法第71条第3項の規定の例により、下記のとおり車両の引渡しを命じます。

記

滞納者	住（居）所						
	氏名又は名称						
滞納金額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞納 処分費	備考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計						
引渡命令財産	占有者	住（居）所		氏名又は名称			
						
						
						
履行期限							
連絡先		〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 徴収吏員 電話 （054）271-0110 内線					
備考	1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。 3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。						

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この命令書作成日現在のものとする。

車両引渡命令通知書

第 年 月 日
号

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、地方税法第68条第6項の規定による国税徴収法第71条第3項の規定の例により、あなたの車両を占有している者に対し、下記のとおり車両引渡命令書を発したので通知します。

記

滞納者	住（居）所						
	氏名等						
滞 納 金 額	年度	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	計	備 考
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・	円	円	円	円	
		合計	円	円	円	円	
引渡命令財産							
占有者	住（居）所						
	氏名						
連絡先		〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号			
			名称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員			
			電話	(054) 271-0110 内線			
備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>						

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成日現在のものとする。

差押車両占有調書

第 号
年 月 日

静岡県公安委員会



道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき放置違反金等を徴収するため、下記の財産を差し押さえましたので、地方税法第 68 条第 6 項の規定による国税徴収法第 54 条の規定の例により、この調書を作成します。

記

滞納者	住（居）所			
	氏 名 等			
占有財産				
差 押 年 月 日				
上記差押えに立ち会い、差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟				
差押調書の謄本を受領しました。 年 月 日 ㊟				
上記差押財産の保管を命ずる。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">様 静岡県公安委員会 徴収吏員 ㊟</div>				
連絡先	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	
		名称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員	
		電話	(054) 271-0110 内線	
備考	1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。			
	2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。			
	① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。			
	3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。			

公 示 書

下記財産については、道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づき、放置違反金等の滞納処分として差し押さえたものです。

この公示書を破棄その他の方法をもって無効とした者又は差押財産について静岡県公安委員会の不利益となる行為をした者は、刑法第 96 条の規定により処罰の対象となります。

以上のとおり公示します。

記

財産

年 月 日

静岡県公安委員会 印

差押車両搬出調書		
様		第 年 月 日 号
静岡県公安委員会		印
下記のとおり、差押車両占有調書（ 年 月 日付け 第 号）により差し押さえた車両の保管を解除し、搬出します。		
記		
滞納者	住（居）所	
	氏名又は名称	
保管者	住（居）所	
	氏名又は名称	
搬出財産		
差押年月日		
差押車両搬出調書（謄本）を受領しました。 年 月 日		
印		
差押車両搬出調書（保管者宛て）（謄本）を受領しました。 年 月 日		
印		
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 徴収吏員 電話 （054）271-0110 内線	
備考	1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。	
	2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。	
	3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

配 当 計 算 書					
様				第 号 年 月 日	
				静岡県公安委員会	印
<p>下記の受入欄記載の金額については、換価代金等の交付欄記載の期日及び場所において、支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当し、又は交付することとします。 国税徴収法第131条の規定により、この計算表を作成します。</p>					
記					
滞 納 者	住（居）所 （所在地）				
	氏 名 （名 称）				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額
支 払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	確認債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
		円		円	
		円		円	
残 余 金			円		
換 価 代 金 等 の 交 付	期 日				
	場 所				
連 絡 先	〒420-8610	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者）		
		電 話	（054）271-0110 内線		

配 当 計 算 書（謄本）

第 号
年 月 日

様

静岡県公安委員会 印

下記の受入欄記載の金額については、換価代金等の交付欄記載の期日及び場所において、支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当し、又は交付することとします。
国税徴収法第131条の規定により、この計算表を作成します。

記

滞納者	住（居）所 （所在地）				
	氏 名 （名 称）				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額
支 払	債権者の住（居）所及び氏名又は名称	確認債権額	配当順位	配当金額	備考
		円		円	
		円		円	
残 余 金		円			
換価代金等 の 交 付	期 日				
	場 所				
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線				
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

様式第40号の次に次の22様式を加える。

配当計算書附属書類（滞納者）									
換価財産	名称 その他			受入金額	差押年月日	売却決定日（取立日）			
	配当計算書「受入」欄のとおり			円					
配当の明細									
差押えに係る放置違反金	年度	科目	番号	納期限 督促状発付	滞納金額	配当 順位	配当金額	備考	
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
交付要求に係る国税・地方税・公課又は私債権	科目	交付要求 受付年月日	納期限 督促状発付	公安委員会が 確認した金額	配当 順位	配当金額	交付要求機関又は 債権者の住（居）所氏名		
				円		円			
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
					円		円		
配 当 金 の 合 計						円			
残 余 金（ ～交付）						円			

換 価 代 金 等 領 収 書

¥

ただし、 年 月 日付けの配当計算書に基づく換価代金等

上記金額を領収しました。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

⑩

充 当 通 知 書									
様						第 号 年 月 日			
静岡県公安委員会						印			
<p style="text-align: center;">国税徴収法第 129 条第 2 項の規定により、下記のとおり充当の処理をしますの で、その明細を通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
滞 納 者	住（居）所 （所在地）								
	氏 名 （名 称）								
差し押さえた金銭又は交付 要求若しくは参加差押えに より交付を受けた金銭			差押え又は交付要求若し くは参加差押え年月日		金額		交付を受けた年月日		
			年 月 日		円		年 月 日		
競売人・第三債務者、公売・競売執行機関等									
氏 名 （名 称）			領収の内容			領収書No.			
充 当 の 内 訳	年度	違反番号	納期限	放置違反金	延滞金	滞納処分費	備考		
			・	円	円	円			
			・	円	円	円			
			・	円	円	円			
備 考									
連 絡 先	〒420-8610		所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線						
<p>1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。</p> <p>3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>									

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成日現在のものとする。

残 余 金 領 収 書

¥

ただし、配当した金銭の残余金

上記金額を領収しました。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

⑩

差押解除通知書

第 年 月 日
号

様

静岡県公安委員会 印

下記財産の差押えを解除するため、国税徴収法第 80 条第 1 項の規定により通知します。

記

滞納者	住（居）所 （所在地）		
	氏 名 （名 称）		
差 押 解 除 財 産	（名称、数量、性質、所在その他）		差押年月日
備 考	（名称、数量、性質、所在その他）		
連絡先	〒420-8610	所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
		名称	静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 徴収吏員
		電話	（054）271-0110

交 付 要 求 書

執行機関名	第	年	月	日
住（居）所 （所在地）				
氏 名 （名 称）	様			

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により、下記のとおり交付要求をします。

記

滞納者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞納金額	年度	滞納金の種別	納期限 督促状発付	金 額	延滞金	滞 納 処分費	備 考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計			円	円	円	
交付要求に係る財産又は事件名	(名称、数量、性質、所在その他)						
	執行機関の名称		差押年月日		年 月 日		
連絡先	〒420-8610	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線				

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成日現在のものとする。

債権現在額申立書

様	第 年 月 日 号
静岡県公安委員会 印	
当公安委員会が交付要求をした徴収金の現在額は、下記のとおりです。	
記	

滞納者 (債権者)	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

公 売 財 産	
------------------	--

年度	滞納金の 種類	納 期 限		金 額	延 滞 金		滞 納 処 分 費	計	法定納 期限等
		督促状発付			金額	起算日			
	放置違反金			円	円		円	円	
	放置違反金			円	円		円	円	
	放置違反金			円	円		円	円	
	放置違反金			円	円		円	円	
	計			円	円		円	円	

交 付 要 求 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

連 絡 先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名 称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線
-------------	---

(注) 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この申立書作成日現在のものとする。

交付要求通知書

滞納者 第 号
 住（居）所 年 月 日
 （所在地）
 氏 名 様
 （名 称）

静岡県公安委員会 印

道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき放置違反金等の滞納金額を徴収するため、下記のとおり交付要求をいたしましたので、国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。

記

滞納者	住（居）所 （所在地）						
	氏 名 （名 称）						
滞納金額	年度	滞納金の種類	納期限 督促状発付	金額	延滞金	滞 納 処分費	備考
		放置違反金		円	円	円	
		放置違反金		円	円	円	
	計			円	円	円	
財産 又は 交付 要求 に係る 事件 名	（名称、数量、性質、所在その他）						
	執行機関の名称		差押年月日	年月日			
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者） 徴収吏員 電 話（054）2711-0110 内線						
1 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。 なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。							
2 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。							
① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決のないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。							
3 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。 なお、この判決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。							

（注） 「延滞金」及び「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この通知書作成日現在のものとする。

交付要求解除通知書

第 年 月 日
第 号

住（居）所
（所在地）
氏 名
（名 称）

様

静岡県公安委員会



交付要求書（ 年 月 日付け 第 号）により行った交付要求を解除するので、国税徴収法第 84 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

滞 納 者	住（居）所 （所在地）			
	氏 名 （名 称）			
差 押 解 除 財 産	（名称、数量、性質、所在その他）			
	執行機関の名称		交付要求年月日	
備 考				
連 絡 先	〒420-8610	所在地 名 称	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター （担当者）徴収吏員	
		電 話	（054）271-0110 内線	

滞納処分執行停止取消通知書

第 年 月 日 号

住（居）所
（所在地）
氏 名
（名 称）

様

静岡県公安委員会



下記滞納金については、滞納処分執行停止通知書（ 年 月 日付け 第 号）により滞納処分の執行の停止の旨を通知しましたが、本日、国税徴収法第154条第1項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消しましたから、同条第2項の規定により下記のとおり通知します。

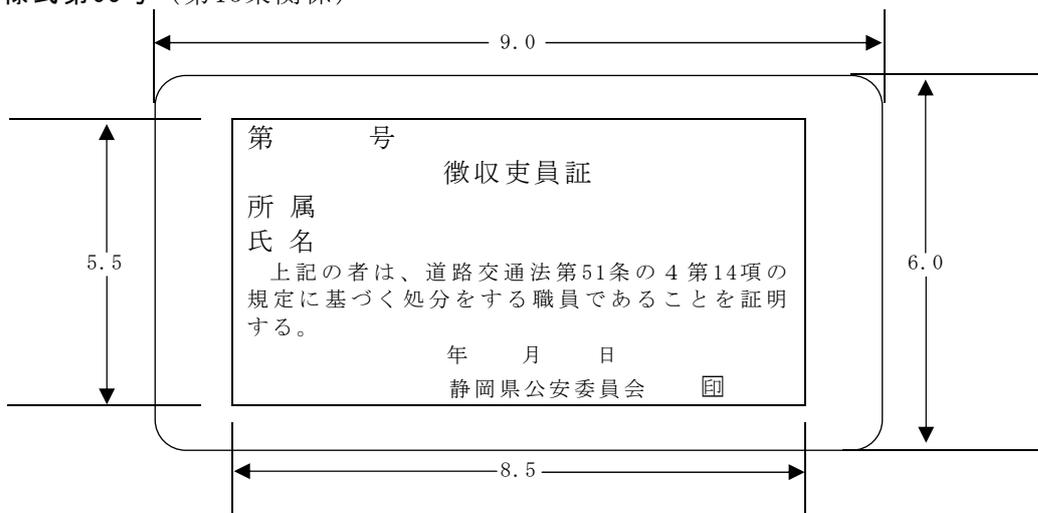
なお、下記の滞納金は、 年 月 日までに必ず納付してください。
月 日までに納付されないときは、直ちに滞納処分を執行しますから念のため申し添えます。

記

滞納金額	年 度	滞納金の種類	納 期 限	金 額
滞 納 金 額		放置違反金	年 月 日	円
		放置違反金	年 月 日	円
	計			円
備 考				
連絡先	〒420-8610 所在地 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 名称 静岡県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター (担当者) 徴収吏員 電 話 (054) 271-0110 内線			

- この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決のないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由のあるとき。
- 処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第53号（第13条関係）



(注)

- 1 用紙の画面に無色透明の薄板を接着させること。
- 2 図面の長さの単位は、センチメートルとする。

放置車両関係事項請求書

第 年 月 号
年 月 日

殿

静岡県公安委員会



放置違反金の徴収（道路交通法第51条の4）のため必要がありますので、下記の事項につき
道路交通法第51条の5第1項の規定に基づき報告及び資料の提出を求めます。

記

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線

）

車両使用者等照会書

第 号

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

放置違反金の徴収（道路交通法第51条の4）のため必要がありますので、下記の車両番号（標識番号）に関し同封した回答書の項目につき回答願いたく、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき照会します。

記

番号	車両番号（標識番号）

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線

）

車両使用者等回答書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（所轄市区町村長）

車両使用者等照会書（ 年 月 日付け 第 号）

による照会について、別紙のとおり回答します。

照会担当者

市区町村
お取扱者様名

別紙

番号	車両番号 (標識番号)	使用者の氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号	所有者との 異同	車名・排気量・車台番号	主な定置場	届出年月日
		(フリガナ) ----- 氏名(名称)	異・同	車名・排気量	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		住所(所在地) 〒 - 電話 () -		車台番号		
		(フリガナ) ----- 氏名(名称)	異・同	車名・排気量	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		住所(所在地) 〒 - 電話 () -		車台番号		
		(フリガナ) ----- 氏名(名称)	異・同	車名・排気量	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		住所(所在地) 〒 - 電話 () -		車台番号		
		(フリガナ) ----- 氏名(名称)	異・同	車名・排気量	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		住所(所在地) 〒 - 電話 () -		車台番号		

(注)

- 1 回答に当たって軽自動車税申告(報告)書等の謄本等を添付した場合は、同謄本等により判明している事項については記載を要しません。
- 2 車台番号は、ハイフン(-)記号についても記載願います。

身上照会書

第 号
年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

放置違反金等の徴収（道路交通法第51条の4）のため必要がありますので、下記の者に関し同封した回答書の項目につき回答願いたく、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき照会します。

記

氏 名

生年月日等 年 月 日生（男・女）

本籍・住所

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054（271）0110 内線 ）

身上照会回答書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（所轄市区町村長）

身上照会書（ 年 月 日付け 第 号）による照会について、次のとおり回答します。

氏 名			
生年月日等	年 月 日生（男・女）		
本 籍	現		
	旧	年 月 日転籍	
住 所	（年 月 日登録）		
死 亡 の 日	年 月 日		
破 産 の 有 無			
戸 籍 簿 及 び 住 民 登 録 の 通 知 に 基 づ く 家 族			
続柄	氏 名	生年月日	住 所
備 考	（戸籍筆頭者氏名）		
	照会担当者		市 区 町 村 お取扱者様名

（注）

- 1 回答に当たって戸籍謄本等を添付した場合には、氏名欄を除いて、同戸籍謄本等により判明している事項については、記載を要しない。
- 2 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

放置違反金関係事項照会書

第 年 月 日
第 年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

放置違反金の徴収（道路交通法第51条の4）のため必要がありますので、下記の事項について回答願いたく、道路交通法第51条の5第2項の規定に基づき照会します。

記

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

（電話 054 (271) 0110 内線

）

放置違反金関係照会書

第 年 月 日
号

殿

静岡県公安委員会 印

放置違反金の徴収（道路交通法第 51 条の 4）のため必要がありますので、下記の事項について回答願いたく、道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定に基づく地方税法第 68 条第 6 項の規定による国税徴収法第 141 条の規定の例及び道路交通法第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づき照会します。

記

【照会公安委員会の所在地】 〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

【担当者】 静岡県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センター

(電話 054 (271) 0110 内線)

様式第62号（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

回 答 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

（ 年 月 日付け 第 号）による照

会について、別紙のとおり回答します。

附 則

- 1 この規則は、平成28年11月15日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する放置違反金に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来した放置違反金に係る延滞金については、なお従前の例による。